別表 交付対象経費

E A	# ⊢	ζm Λ\	4.th
区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これ
	(直接工		に要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価
	事費)		は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査
			会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及
			び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をい
			う。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が
			協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考とし
			て、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を
			考慮して適切な単価とする。
		直接経	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用
		費	をいう。
			① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及
			び派出する技術者等に要する費用)
			② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電
			灯使用料及び用水使用料)
			③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要す
			る経費(材料費、労務費を除く。))
			④ 負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等
			に基づき負担する経費)
	(間接工	共通仮	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費
	事費)	設費	用をいう。
			① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動
			に要する費用
			② 準備、後片付け整地等に要する費用
			③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用
			④ 技術管理に要する費用
			⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管
		理費	理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する
			費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕
		理費	維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参
			考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限
			度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定する
			こと。
工事費	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工
			事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及
			び製作に要する経費をいう。

工事費	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託
		により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに 購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。